

【ドイツ】全国規模の流行状況継続、2021 復興支援法による感染症予防法等改正、接種・検査・入国関係、労働関係、介護保険関係の規則

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

* 2021 年 8 月末、連邦議会は全国規模の流行状況の継続を認定し、コロナ対策の継続が可能となった。ワクチン接種勧奨と共に、3G ルール（接種者、回復者、陰性検査結果の証明義務）、AHA+L ルール（対人間隔、衛生対策、マスク着用+換気の推奨）等が継続される。

1 連邦及び州の首脳会議決議並びに連邦議会による全国規模の流行状況継続の認定

2021 年 8 月 10 日に、7 月発生 of 豪雨・洪水被害とコロナパンデミックに関する連邦及び州の首脳会議が行われ、その決議¹に基づき、様々な法令が整備された。ワクチン接種率の上昇が鈍くなる中、新たな感染者数の増加に危機感をもった連邦・州の首脳陣は、子供や既往症のある人等、接種できない人たちを守るためにも、接種できる人はワクチン接種を更に進めるよう呼びかけた²。コロナ禍における社会活動に関して、同月 23 日より新たな 3G ルール（ワクチン接種（geimpfte）又は感染からの回復（genesene）の証明を必要とし、それが無い者は、陰性の検査結果（getestete）の証明を必要とする。6 歳未満は対象外）が適用されることとなった。

また、同月 25 日には、連邦議会が全国規模の流行状況の継続を認定した（同年 9 月 3 日に公示）³。これにより、連邦全域で統一的なパンデミック対策を行うための法的根拠が、同年 11 月 24 日まで 3 か月間継続することとなった。

2 2021 復興支援法によるコロナ関連の法改正

2021 年 7 月の豪雨・洪水からの復興支援基金の設立等を目的として、9 月 14 日に公布された 2021 復興支援法⁴（一部を除き、翌 15 日施行）は、コロナ関連の法改正も行う。

(1) 感染症予防法の改正

2021 復興支援法の第 12 条により、感染症予防法⁵が次のとおり改正された。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021 年 10 月 12 日である。

¹ Videoschaltkonferenz der Bundeskanzlerin mit den Regierungschefinnen und Regierungschefs der Länder am 10. August 2021. <<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/974430/1949532/d3f1da493b643492b6313e8e6ac64966/2021-08-10-mpk-data.pdf?download=1>>

² „Corona-Pandemie. Impfen – ein Schutz für uns alle,“ 30. August 2021. Bundesregierung website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/bund-laender-beratung-corona-1949606>>

³ 連邦議会は、全国規模の流行状況（感染症予防法第 5 条）について、2020 年 3 月 25 日に同 28 日から有効と認定し、その継続について 2020 年 11 月 18 日、2021 年 3 月 4 日、同年 6 月 11 日に認定し、同年 8 月 31 日付けで、更に継続することを認定した。Bekanntmachung des Beschlusses des Deutschen Bundestages über die Feststellung des Fortbestehens der epidemischen Lage von nationaler Tragweite vom 31. August 2021 (BGBl. I S. 4072)

⁴ Gesetz zur Errichtung eines Sondervermögens "Aufbauhilfe 2021" und zur vorübergehenden Aussetzung der Insolvenzantragspflicht wegen Starkregenfällen und Hochwassern im Juli 2021 sowie zur Änderung weiterer Gesetze (Aufbauhilfegesetz 2021 - AufbauhG 2021) vom 10. September 2021 (BGBl. I S. 4147). 全 17 か条から成る条項法（複数の条（Artikel）から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律）。復興支援基金等については、泉眞樹子「【ドイツ】2021 年 7 月豪雨・洪水被害復興のための 2021 復興支援法—2021 復興支援基金—」『外国の立法』No.289-2, 2021.11, p.46.

⁵ Gesetz zur Verhütung und Bekämpfung von Infektionskrankheiten beim Menschen (Infektionsschutzgesetz - IfSG) vom 20. Juli 2000 (BGBl. I S. 1045) <<https://www.gesetze-im-internet.de/ifsg/>>

第 28a 条「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) まん延防止のための特別防護措置」⁶の改正により、全国規模の流行状況時に行うことができる措置として、ワクチン接種、回復又は検査の証明書提示義務が追加された (第 1 項第 2a 号)。また、まん延防止特別措置を行う判断基準として、これまでの 7 日間指数 (直近 7 日間の人口 10 万人当たりの COVID-19 新規感染者数) ではなく、「直近 7 日間の人口 10 万人当たりの COVID-19 関連入院患者数」が規定された (第 3 項)。新規感染者数が増加しても、直ちに医療機関が逼迫しなくなったからである。

同法第 36 条「特定の施設、企業及び個人における感染予防；命令授権」の改正により、全国規模の流行状況時に、まん延防止に必要な場合に限り、高齢者施設等の事業者が被用者のコロナワクチン接種等について個人情報データをデータ処理できる旨が規定され (第 3 項)、ドイツ入国時に、ワクチン接種証明又は陰性の診断書・検査結果を航空会社・管轄官庁等に対し提示する義務を課すことができるようになった (第 10 項)。

2021 復興支援法の第 13 条は、感染症予防法改正による基本権 (身体の不可侵 (基本法第 2 条第 2 項第 1 文)、人身の自由 (同第 2 条第 2 項第 2 文)、集会の自由 (同第 8 条)、移動の自由 (同第 11 条第 1 項)、住居の不可侵 (同第 13 条第 1 項)) の制限を規定する。

(2) バーチャル株主総会等の規定の効力延長

2021 復興支援法の第 15 条「COVID-19 パンデミックの影響に対処するための会社法、協同組合法、協会法、財団法及び住宅所有権法における措置に関する法律⁷の改正」により、バーチャル株主総会等、仮想的な会議開催や書面による手続等を有効とする規定⁸の期限が、2021 年末から、2022 年 8 月末へ延長された。

3 関連規則

(1) 接種規則・検査規則・入国規則

連邦及び州の首脳会議によって、次の事項が定まった⁹。①3G ルールの一部解除：接種者でも回復者でもない場合、迅速抗原検査 (24 時間以内) 又は PCR 検査 (48 時間以内) のいずれかの陰性結果を提示しないと、病院、高齢者施設、屋内での食事、イベント、美容院、エステ等に行くことはできない 3G ルールについて、7 日間指数 (直近 7 日間の人口 10 万人当たりの COVID-19 新規感染者数) 35 人以下で安定している地域 (市、郡) に対して、州は 3G ルール

⁶ 第 28a 条「新型コロナ感染症 (COVID-19) まん延防止のための特別防護措置」は、第 3 次住民保護法 (Drittes Gesetz zum Schutz der Bevölkerung bei einer epidemischen Lage von nationaler Tragweite vom 18. November 2020 (BGBl. I S. 2397)) で新設された条文。第 3 次住民保護法については、泉眞樹子「【ドイツ】コロナパンデミック対策—病院未来法、連邦選挙法等改正、第 3 次住民保護法、農業市場法規第 3 次改正法—」『外国の立法』No.286-1, 2021.1, pp.6-7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11613481_po_02860102.pdf?contentNo=1>

⁷ Gesetz über Maßnahmen im Gesellschafts-, Genossenschafts-, Vereins-, Stiftungs- und Wohnungseigentumsrecht zur Bekämpfung der Auswirkungen der COVID-19-Pandemie vom 27. März 2020 (BGBl. I S. 569, 570); 泉眞樹子「【ドイツ】新型コロナウイルス感染症対策関連法」『外国の立法』No.283-2, 2020.5, p.7. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11488104_po_02830202.pdf?contentNo=1> また、2021 復興支援法第 16 条によって、この法律そのものの有効期限 (当初 2021 年末) が、2022 年 8 月末へ延長された。

⁸ 政党の候補者決定手続におけるバーチャル会議等の導入に関しては、Gesetz zur Änderung des Bundeswahlgesetzes und des Gesetzes über Maßnahmen im Gesellschafts-, Genossenschafts-, Vereins-, Stiftungs- und Wohnungseigentumsrecht zur Bekämpfung der Auswirkungen der COVID-19-Pandemie vom 28. Oktober 2020 (BGBl. I S. 2264); 泉眞樹子「【ドイツ】コロナパンデミック対策—病院未来法、連邦選挙法等改正、第 3 次住民保護法、農業市場法規第 3 次改正法—」『外国の立法』No.286-1, 2021.1, pp.5-6. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11613481_po_02860102.pdf?contentNo=1>

⁹ „Corona-Pandemie. Impfen – ein Schutz für uns alle.“ *op.cit.*(2)

の全部又は一部を停止することができる。②**無料検査の終了**：ワクチン未接種者に対する無料のコロナ市民検査は、2021年10月11日から有料化する。ワクチンを接種できない人や接種を奨励されない人（18歳未満等）への無料検査は継続する。③**検疫義務**：接種者及び回復者は、ハイリスク地域から帰国した際の隔離義務を免除される。回復者は、回復6か月後に追加接種（ブースター接種）が必要である。なお、2021年9月3日の日本のハイリスク地域への指定は、同月24日に解除された¹⁰。

これらの内容に関連する新しい規則は、次のとおりである。いずれも大枠としては、従前と変わらない。2021年8月30日のコロナウイルスワクチン接種規則¹¹（全17か条）が発出され（同年9月1日施行、同年末の廃止）¹²、同規則は、同年9月30日の第1次改正規則¹³により、薬局の報酬に関する規定が改正された。次いで、同年9月21日のコロナウイルス検査規則（全23か条）¹⁴が発出され（同年10月11日施行、一部を除き、同年末廃止）¹⁵、さらに、同年9月28日のコロナ入国規則¹⁶（全5節14か条附則（代用報告書式））が発出された（同月30日施行、同年末の廃止）¹⁷。

(2) 労働関連（労働安全衛生規則・操業短縮手当規則）

労働安全衛生対策においては、職場におけるコロナ検査実施義務、AHA+Lルール¹⁸等、従来と同様の措置に加え、被用者にワクチン接種休暇が付与されることとなった。このため、2021年9月9日にコロナ労働安全衛生規則第1次改正規則¹⁹が発出され、コロナ労働安全衛生規則

¹⁰ ハイリスク地域等の指定は、ロベルト・コッホ研究所（Robert Koch Institute: RKI）が行い、公表する。„Informationen zur Ausweisung internationaler Risikogebiete,“ 24. September 2021. RKI website <https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/Transport/Archiv_Risikogebiete/Risikogebiete_2021-09-24.pdf?__blob=publicationFile>

¹¹ Verordnung zum Anspruch auf Schutzimpfung gegen das Coronavirus SARS-CoV-2 (Coronavirus-Impfverordnung - CoronaImpfV) vom 30. August 2021 (BAnz AT 31.08.2021 V1). 第1条：請求権、第2条：フォローアップ接種及びブースター接種、第3条：サービス供給者、第4条：接種サーベイランス、第5条：予約サービス、第6条：医療給付報酬、第7条：接種センター及び移動接種チームの費用の一部資金拠出、第8条：卸売報酬、第9条：薬局報酬、第10条：薬局による卸売報酬及び薬局報酬の精算、第11条：健康基金の流動性準備金からの支払手続、第12条：連邦資金からの支払手続、第13条：民間健康保険会社からの支払手続、第14条：在庫に関するデータ送信、第15条：評価、第16条：経過規定、第17条：施行、廃止。

¹² また、2021年6月1日のワクチン接種規則（Coronavirus-Impfverordnung vom 1. Juni 2021 (BAnz AT 02.06.2021 V2), die zuletzt durch Artikel 1 der Verordnung vom 13. Juli 2021 (BAnz AT 14.07.2021 V1) geändert worden ist）を廃止する。

¹³ Erste Verordnung zur Änderung der Coronavirus-Impfverordnung vom 30. September 2021 (BAnz AT 01.10.2021 V1)

¹⁴ Verordnung zum Anspruch auf Testung in Bezug auf einen direkten Erregernachweis des Coronavirus SARS-CoV-2 (Coronavirus-Testverordnung - TestV) vom 21. September 2021 (BAnz AT 21.09.2021 V1)

¹⁵ また、2021年6月24日のコロナウイルス検査規則（Coronavirus-Testverordnung vom 24. Juni 2021 (BAnz AT 25.06.2021 V1))を廃止する。同規則は、同年8月18日のコロナウイルス検査規則改正規則（Verordnung zur Änderung der Coronavirus-Testverordnung vom 18. August 2021 (BAnz AT 19.08.2021 V1)）により、改正されていた。

¹⁶ Verordnung zum Schutz vor einreisebedingten Infektionsgefahren in Bezug auf das Coronavirus SARS-CoV-2 (Coronavirus-Einreiseverordnung - CoronaEinreiseV) vom 28. September 2021 (BAnz AT 29.09.2021 V1)

¹⁷ また、2021年7月30日の入国規則（Verordnung zum Schutz vor einreisebedingten Infektionsgefahren in Bezug auf das Coronavirus SARS-CoV-2 (Coronavirus-Einreiseverordnung - CoronaEinreiseV) vom 30. Juli 2021 (BAnz AT 30.07.2021 V1); 泉真樹子「【ドイツ】児童・青少年のためのアクションプログラム、「全国規模の流行状況」終了後の法規命令の効力延長、税務官教育、芸術家社会保険等」『外国の立法』No.289-1. 2021.10, p.9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11767234_po_02890102.pdf?contentNo=1>）を廃止する。

¹⁸ AHA+Lルールとは、1.5メートルの対人間隔確保（Abstandhalten）、咳エチケットや手洗い等の保健衛生対策（Hygienemassnahmen）、日常的マスク着用（Alltagsmaskentragen）と、複数の人がいる密室における定期的な換気（Lüften）の頭文字から成る。さらに、コロナ警告アプリ（Corona-Warn-App）を加えたAHA+ALルールを、ドイツ政府は広く推奨している。

¹⁹ Erste Verordnung zur Änderung der SARS-CoV-2-Arbeitsschutzverordnung vom 6. September 2021 (BAnz AT 09.09.2021 V1)

²⁰は、新たな第5条「予防接種」が追加されて全6か条となった。また、廃止規定が2021年9月10日から、全国規模の流行状況の期間中（最長で同年11月24日まで）に延長された。施行は同年9月10日である。

社会的接触を減らし、企業（雇用主）と被用者双方に経済支援を行うための操業短縮（短時間労働）手当の支給要件緩和²¹は拡充された。支給要件緩和の詳細規定のため2020年3月に発出された操業短縮手当規則²²は、全4か条（第1条：操業短縮手当支給要件の緩和、第2条：社会保険料拠出の償還、第3条：派遣労働者に対する操業短縮適用拡大、第4条：施行）から成り、これまで3回の改正²³により、支給期限は2021年末まで延長されている。2021年9月23日の第4次操業短縮手当規則改正規則²⁴（同月29日施行）による改正で、①企業の操業短縮開始時期を支給要件とする規定が削除され、②雇用主が拠出した社会保険料の全額償還の措置が2021年12月31日まで延長された。

(3) 介護保険制度関連

2021年9月21日の第2次介護制度維持措置延長規則²⁵（同年10月1日施行、同年12月末廃止）は、同年9月30日まで延長されていた介護保険制度に関する特別措置²⁶を同年12月末まで延長する。

同年9月22日のパンデミック費用償還規則²⁷（同月24日施行、同年末廃止）は、社会法典第11編（公的介護保険）第153条「連邦によるパンデミック関連費用の償還、命令授権」²⁸に基づくもので、介護金庫（公的介護保険の保険者）が、パンデミック関連の追加支出により、法定の運営資金及び積立金の不足に陥ることを防ぐため、同年10月5日までに10億ユーロ²⁹の連邦補助金を公的介護保険の負担調整基金³⁰に拠出することを規定する。

²⁰ SARS-CoV-2-Arbeitsschutzverordnung (Corona-ArbSchV) vom 25.Juni 2021 (BAnz AT 28.06.2021 V1); 泉眞樹子「【ドイツ】コロナパンデミック対策—倒産防止、税務申告の期限延長、現金給付拡充、医師支援、在宅勤務、入国規制、ウイルス解析—」『外国の立法』No.287-1, 2021.4, p.12. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11659060_po_02870104.pdf?contentNo=1>

²¹ 操業短縮手当に関する規則を時限的危機に伴い改善する法律 Gesetz zur befristeten krisenbedingten Verbesserung der Regelungen für das Kurzarbeitergeld vom 13. März 2020 (BGBl. I S. 493); 泉 前掲注(4), pp.4-5.

²² Verordnung über Erleichterungen der Kurzarbeit (Kurzarbeitergeldverordnung - KugV) vom 25. März 2020 (BGBl. I S. 595)

²³ Erste Verordnung zur Änderung der Kurzarbeitergeldverordnung vom 21. Oktober 2020 (BGBl. I S. 2259); Zweite Verordnung zur Änderung der Kurzarbeitergeldverordnung vom 25. März 2021 (BGBl. I S. 381); Dritte Verordnung zur Änderung der Kurzarbeitergeldverordnung vom 17. Juni 2021 (BGBl. I S. 1821)

²⁴ Vierte Verordnung zur Änderung der Kurzarbeitergeldverordnung vom 23. September 2021 (BGBl. I S. 4388)

²⁵ Zweite Verordnung zur Verlängerung von Maßnahmen zur Aufrechterhaltung der pflegerischen Versorgung während der durch das Coronavirus SARS-CoV-2 verursachten Pandemie (2. PflMaVeV k.a.Abk.) vom 21. September 2021 (BAnz AT 22.09.2021 V1)

²⁶ Verordnung zur Verlängerung von Maßnahmen zur Aufrechterhaltung der pflegerischen Versorgung während der durch das Coronavirus SARS-CoV-2 verursachten Pandemie vom 28. Juni 2021 (BAnz AT 30.06.2021 V2) による。①要介護度認定手続における居宅内での査定の免除、②訪問カウンセリングの代わりに電話・ビデオ会議等によるカウンセリング容認、③介護施設及び要介護者のための費用償還は、2021年9月30日まで延長され、④介護支援手当（緊急時の短期的休業補償）の特例（計20労働日まで）は、同年12月31日まで延長された。泉 前掲注(17), pp.8-9.

²⁷ Verordnung zur Erstattung pandemiebedingter Kosten der sozialen Pflegeversicherung durch Bundesmittel (Pandemiekosten-Erstattungsverordnung - PKEV) vom 22. September 2021 (BAnz AT 23.09.2021 V1)

²⁸ 「全国規模の流行状況に関連する規制の効力を継続する法律（Gesetz zur Fortgeltung der die epidemische Lage von nationaler Tragweite betreffenden Regelungen vom 29. März 2021 (BGBl. I S. 370)）第4条により新設された。泉眞樹子「【ドイツ】全国規模流行状況の継続、第3次コロナ税制支援法、社会保護パッケージIII、計画保証法の継続、コロナ関連選挙候補者定立規則」『外国の立法』No.287-2, 2021.5, pp.2-3. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11668874_po_02870201.pdf?contentNo=1>

²⁹ 1ユーロは約129.8円（令和3年10月分報告省令レート）。

³⁰ 全介護金庫の間で財政調整を行うための「負担調整基金 (Ausgleichsfonds)」が、連邦保険局 (Bundesversicherungsamt) に設置されている。